



身体的拘束最小化推進体制について

当病院における身体的拘束最小化の推進に係る方針及び直近3か月の身体的拘束の実施状況等は以下のとおりです。（令和8年5月現在）

1.当病院における身体的拘束最小化の推進に係る方針

- 1) 当病院は、原則として身体的拘束その他患者様の行動を制限する行為を行いません。
ただし、患者様又は他の患者様等の生命、又は身体を保護するために緊急やむを得ないと当病院の医師が判断した場合は、この限りではありません。
- 2) 前項1)のただし書きに基づき身体的拘束等を行った場合には、その日時、態様、患者様の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由を書面に記録いたします。
- 3) 当病院が、身体的拘束その他の方法により患者様の行動を制限する場合は、患者様に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、患者様に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。またこの場合、当病院は、事前又は、やむを得ない場合には事後速やかに、ご家族様等に対し、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明いたします。

※ 当病院の身体的拘束等に関する指針は閲覧できます。ご希望の方は、職員へお申し出ください。

2.身体的拘束最小化チームの活動について

- 1) 当病院を利用する患者様に対して、生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束、その他、他患者の行動を制限する行為について、適正に行うために総合的、具体的な対策を検討、実施することを目的に活動しています。
- 2) 活動内容
 - ・身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員への定期的な周知徹底を行う。
 - ・身体的拘束を最小化するための指針を作成し、職員への周知および活用を図る。
 - ・入院患者様に関わる職員を対象とした、身体的拘束の最小化に関する定期的な研修会を実施する。
 - ・最小化に向けた具体的な取組を検討するため、委員会を3か月に1回以上開催する。
 - ・身体的拘束最小化チームによる定期的な巡回を実施する。
 - ・身体的拘束が必要となる事象が生じた都度、病棟は複数職員により、身体的拘束の解除や代替策の導入に向けた具体的な検討を行う。
 - ・当病院では、前病院で身体的拘束を実施されていた患者様に対し、入院後、身体的・精神的状況を速やかに評価し、拘束解除に向けた取組を実施している。

3.実施状況（令和8年2月～4月の状況）

院内における身体的拘束の実施状況	対象件数		
	2月	3月	4月
① 身体的拘束件数	4件	6件	6件
② ※身体的拘束実施割合	2.1%	1.9%	1.2%

※身体的拘束実施割合とは、 $\frac{\text{身体的拘束を受けた延べ患者数}}{\text{全入院患者の延べ在院日数}} \times 100$

※厚生労働省は、身体的拘束実施割合が3%以下であることを、「特に質の高い取組み」の基準の一つとして示しています。